

○文部科学省令第 号

スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律（平成三十年法律第五十八号）第二条第三項の規定に基づき、スポーツにおける使用を禁止すべき物質及び国際規約に違反する行為を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年 月 日

文部科学大臣 関 芳弘

スポーツにおける使用を禁止すべき物質及び国際規約に違反する行為を定める省令の一部を改正する省令

スポーツにおける使用を禁止すべき物質及び国際規約に違反する行為を定める省令（平成三十年文部科学省令第三十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(禁止物質) 第二条 法第二条第三項の文部科学省令で定める物質は、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約（次条において「ドーピング防止国際規約」という。）附属書Ⅰ二千二十七年の禁止表（二千二十七年一月一日に効力を生じる世界ドーピング防止規範）に掲げるものとする。 (国際規約に違反する行為) 第三条 法第二条第三項の文部科学省令で定める行為は、次に掲げるものとする。ただし、ドーピング防止国際規約附属書Ⅱ治療目的使用に係る除外措置の許与に関する基準及び手続（世界ドーピング防止機構（WADA）の「治療目的使用に係る除外措置に関する国際基準」（二千二十七年一月一日発効）から抜粋）に定める治療目的使用に係る除外措置が許与される場合は、この限りでない。 一 四 「略」	(禁止物質) 第二条 法第二条第三項の文部科学省令で定める物質は、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約（次条において「ドーピング防止国際規約」という。）附属書Ⅰ二千二十六年の禁止表（二千二十六年一月一日に効力を生じる世界ドーピング防止規範）に掲げるものとする。 (国際規約に違反する行為) 第三条 法第二条第三項の文部科学省令で定める行為は、次に掲げるものとする。ただし、ドーピング防止国際規約附属書Ⅱ治療目的使用に係る除外措置の許与に関する基準及び手続（世界ドーピング防止機構（WADA）の「治療目的使用に係る除外措置に関する国際基準」（二千二十三年一月一日発効）から抜粋）に定める治療目的使用に係る除外措置が許与される場合は、この限りでない。 一 四 「同上」
備考 表中の「 」の記載は注記である。	

附 則

この省令は、令和九年一月一日から施行する。